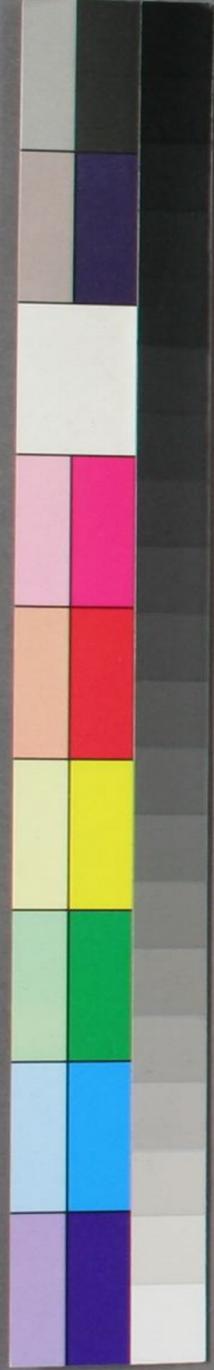


貞丈雜記

十四上

73
6592
27



門 3  
號 6592  
卷 27

貞丈雜記卷之十四

家作之部目錄

- 一 殿中之事
- 一 會所之事
- 一 御格子の事
- 一 藁戸の事
- 一 立砂之事
- 一 遠侍之事
- 一 健見所之事

雜記十四

- 一 主殿及び公卿之間之事
- 一 寢殿之事
- 一 部之事
- 一 法車室之事
- 一 法帳臺の事
- 一 侍所小侍所
- 一 公文所之事

目一

昭和九年四月  
三十一日  
寄贈

- 玄關之事
- 書院之事
- からいしきれり
- みきのまわり
- 階かられの音
- ぬきゆ像子
- かけびしう
- 縁のささりのあき
- 土格子とる出入事
- 襖網縁之事
- 官殿對面所
- 沙煙之事
- 一之巻二之對つる
- こととのこふりる
- 鋪拵暗居
- 沙西洋とる事
- 高欄の事
- 法堂廬の事
- 妻戸出入の事
- 畳之事

- 帳に上下何事
- 座鋪之事
- 座鋪五位宮位
- きん巻の事
- 局之事
- 巻所之事
- 花之法所
- 尊氏御沙所
- 義政公沙所
- 義輝公沙所
- 龍鬘之事
- 古の屏風
- 中門之事
- 菊子之事
- 母屋之事
- 孫庇之事
- 松之法庭
- 義満公沙所
- 義尚公沙所
- 直義御館

- 義視御館
- 床之事
- 政所之事
- 冬んぶろう
- 城之天守之事
- 長押之事
- 禁裏之清屏風
- なるのり
- 上土門
- 天井之事
- 東求堂
- 唐紙のり
- 間注所
- 繪殿
- 納殿
- ついこ
- 上段之事
- 土門之事
- 塗籠のり
- 兼臺のり

- きりりうけのり
- 障子之事
- 湯湯殿のり
- 基盤所
- 放出のり
- 桟板之事
- 侍多内侍
- 床筋水引箱
- 四枚折屏風
- 贅殿
- てつづうけのり
- 湯厨子所
- 蹴鞠の庭四本掛
- 簀板之事
- 簀子之事
- 火焼屋
- 狐戸

座鋪飾之部目録

- 一 床真之飾
- 一 卷物盆子居蓋やり蓋
- 一 四幅對之事
- 一 かりろく紙
- 一 ちり紙袋

紙類之部目録

- 一 檀紙と引合之事
- 一 宿紙之事
- 一 たぐりかき
- 一 たけあぐり
- 一 今時の鼻紙
- 一 射子の鼻紙
- 一 折束紙
- 一 うす墨紙

素書紙

大引小引

香の子紙

うちらもり

かき

書札料紙

林下紙

美濃紙

素良紙

うづら紙

うすやう

鼻紙折束

籬舎紙

但馬紙

中切紙

香白紙

皮類之部目録

一 虎の皮豹の皮はる  
 一 唐皮  
 一 正平草  
 一 おもて草  
 一 菅蒲草  
 一 めくの皮  
 一 志の丸の草  
 一 高瀬皮  
 一 甲斐國草  
 一 あらひ草

一 熊の皮の草  
 一 天平草  
 一 にき草  
 一 ひきめ草  
 一 たて志やうが横菅蒲  
 一 鈴羊  
 一 品草  
 一 小椽草  
 一 こと草  
 一 赤草

一 師繩目草  
 一 丹波目結  
 一 黒梅草  
 一 播磨おとく  
 一 ひきまらふ草  
 一 鹿の皮の草  
 一 涉免草  
 一 綿の赤草  
 一 赤根筋草  
 一 藍白地

維也一〇

一 あけの草  
 一 紀伊の國草  
 一 黒草  
 一 皮草草なる  
 一 大志不草  
 一 鞍覆行藤皮  
 一 獅子面草  
 一 煉草  
 一 刀きぐ草  
 一 藍白地を黄く運

目五



公卿之座今時  
上段ノ間ト云

法成の時ハ先女卿の間ハ法成の時  
を教る一又云式ニ獻あがりゆて式の時ハ主  
殿ハ法成の時を教る又云常の時ハ主  
主殿ハ法成の時ニ光院内府紀云主殿ハ七間四面  
南向通法より面七方の中妻戸ハ二ツ有之ハ女卿座の  
中ハお云公卿座とい是ハ主人の妻戸也仍平生ハこれを開  
如手夫人等出入の路ニ中門車寄付不又お兼て  
作る教るは有之興等此戸より去るはお云此の  
妻戸ハ平生の客人の通路ニ此道ハ廣縁を出入る  
透連子ハ白壁の中ニ此道有縁ハ用戸あり  
是ハ妻老仁又雜人等の通路あり 此廣縁の西面ハ

四喜六喜と云  
ハ此等の研斗の  
其の上のり  
今上段と云不  
なり

又妻戸有り是ハ此の座の入口ニ此の座ハ四喜六喜の  
六喜六喜の花の座所のと此座ハ六喜六喜と云  
也此間ハ墨物あり硯一面服息燈基也此座の間  
妻戸ハ翠簾を捲て釣光ハ照るは妻老仁の時ハ  
れて是ハ主殿の間ハ帷幕掛あり南向之主殿と云卿  
座との間ハ襖障子二門あり中央を左右ハ開き此座と  
多し此座の末の障子より入て主人ハ湯付は對面不  
の後の座女小押板あり主人ハ任安坐乃不云  
此座ハ此の筆右の主殿とハ別ニ此座ハ式の時成の  
時ハ先女卿の間ハ法成の時を教るは一但此の時

余不ハ主殿  
主殿ハ藤百



式の所蔵は先  
々郷に在り入所  
次は主殿（入所  
次は舎所（入所  
先の所蔵は先  
主殿（入所次は  
舎所（入所）  
公館（入所）  
舎所（入所）  
舎所の所蔵は  
樂の舞臺を之  
於可と建る也

上はハ所蔵ありとこれにて式三献奉り又式三献あり  
りして式の所蔵の時ハ主殿（所蔵は宗五一冊按書  
云所馬ハは盃過りて舎所（所蔵は時所同）  
成次才云舎所（入所）  
の如く主殿と云々所府と云々列の所蔵は所蔵は  
所舎所九間 嵯峨 といり公方の所舎所ハ九間四面あり  
之先院殿ノ記ハ舎 不之幸方教不見 漢城野の景を繪うれ之先院殿記  
日云舎所押板書院ホハ所蔵あり或池あり所蔵の  
使ホ主人の所蔵は所蔵ハ

一 所対面ハ年昭五等形十五百外出は面ハ所對

面ハ所蔵教ハ所蔵教飾記ハ小川由所対面ハ所蔵二  
とあり是ハ主殿ハ又列の所蔵ハ所蔵ハ所蔵ハ  
一 寢殿 シンデン といハ昂主殿也上公館の間ハ眞衡主寢殿の至の上  
下を捨皮 ヒワダフキ 着りて上を茅葺 カヤフキ 又之ハ所蔵は才記ハ  
云寂初ハ先寢殿（入所）  
先公館の間ハ所蔵は主殿 主殿 といハ公館の間ハつら  
所也利ハ所蔵ハ所蔵ハ所蔵ハ所蔵ハ所蔵ハ所蔵ハ  
草 草 といハ所蔵ハ所蔵ハ所蔵ハ所蔵ハ所蔵ハ所蔵ハ  
方ハ所蔵ハ所蔵ハ所蔵ハ所蔵ハ所蔵ハ所蔵ハ所蔵ハ  
書 書 といハ所蔵ハ所蔵ハ所蔵ハ所蔵ハ所蔵ハ所蔵ハ所蔵ハ

月琬飯中涉恍もいせりやうり右道照の文と書  
と合せり考知るべし

- 一 涉<sup>シカウシ</sup>格子の多細く木を削りて碁盤の目のごとく縦とて  
馬くぬきしは二徹の廣縁の端にある相一間毎に  
一枚下は一枚横にあぶて入る上のかうい上へひき  
上げて細きかふものにて柵のこととよ上へはり上へて  
墨く下へかけうきをてまぐりて取違ふうまをて神  
前あたにも格子のあり物と源氏物語の弦の何り
- 一 幕<sup>シトミ</sup>の多凡をもくけ物と是も主徹かたにも格子何り  
はハ必款もあり是ハ板戸のぬきりて板をとりて横

志はくきんをあたなる物と是も一間は二枚横入てけ  
り手まてこり並に格子の外はあつた

- 一 書<sup>ツラド</sup>戸の事是も主徹はり戸は二両方へひき舞戸也  
外の方へひきくし縁はつがうきをあてひききたる書戸  
の下の方はあまのけか手をもくけ並にこれを横つあぎと  
是ハ戸びうを風にあそくせまききる

- 一 涉<sup>シクルマヨセ</sup>車穿と云ハ書戸の前はあり上は履物をて中の  
石浦も美人くく車をよせらるる所

- 一 立<sup>タテスナ</sup>砂と云ハ車とせの前は両方は砂をさうく抱くは  
まう何げ並に形あまは是のぬき下履はまもてあ

三光院内府記  
 云主殿間ニ有ニ  
 帳臺構云々  
 源平盛衰記卷  
 十九文覚発心  
 之条ニ左工門尉  
 髪洗ハセ酒ニ酔  
 セテ内ニ入レ高  
 殿ニ伏セタランニ  
 中夫ヲハ帳臺ノ  
 奥ニカキ卧セテト  
 アリ前ニ高殿ト  
 云テ後ニ帳臺  
 ト云フハ帳臺ハ  
 高キ所ニハ高殿  
 トモ云也  
 調臺ハ主分居  
 間也サレハ色々  
 ノ道具ヲ納メ  
 ヲク也

縁の言母襖よりし是をつく半を車のふび本より  
 あが元あををかりよりせきくへきるのまけしと中傳  
 たり糸少書ま正月外きとあふ附ハ必書戸のるも出心  
 危指の時ハ立砂をあふま並ハ習ぬきより間ナカ半斗きき  
 也あまこれのうらぬ襖あるべし書戸の雨の柱の海りなる  
 べし大ハま字の位より大ハあま的の板つより大ハ  
 河原若くハ知るべし

一 涉帳トチヨリタテ基のる是ハ主殿即座の涉座のうらりある  
 座敷の名こそ座敷より主殿の座敷へ出あふ所の口は  
 此帳を垂多し此帳臺と云く涉帳ハ此帳臺の  
 乃引子の中よりつらつら襖をおてあけまきを紐結を結  
 ひ付り之結の端よりさへりこれを借り納戸ナントカマユ挿と云  
 あり納戸ハ此調度調度といは遂具のるを垂く此調度とも書く  
 涉調度巻の中略とされども此帳臺と書くを布と書く  
 也貞衡云涉調度ハ今ヤとて納戸といふは同じと  
 云り或説ハ涉帳臺ハ用心の布ハ兵士を隠し入れ  
 おく不くと云ハ此と只納戸の心ハ兵士あををうり  
 垂べき半ハ其主人の心よりとて是法或より  
 ぬはまるといふるもあし又帳臺ハ一説云くは

ノウレン  
 乃引子の中よりつらつら襖をおてあけまきを紐結を結  
 ひ付り之結の端よりさへりこれを借り納戸挿と云  
 あり納戸ハ此調度具のるを垂く此調度とも書く  
 涉調度巻の中略とされども此帳臺と書くを布と書く  
 也貞衡云涉調度ハ今ヤとて納戸といふは同じと  
 云り或説ハ涉帳臺ハ用心の布ハ兵士を隠し入れ  
 おく不くと云ハ此と只納戸の心ハ兵士あををうり  
 垂べき半ハ其主人の心よりとて是法或より  
 ぬはまるといふるもあし又帳臺ハ一説云くは

太平記卷十筑  
 紫合戦ノ条ニ  
 遠侍ヲ見ルニ蟬  
 本白クシケル青  
 六ノ旗竿アリ  
 云々武具ヲ置ク  
 所ナリ  
 貞丈云侍トハ  
 主殿ノ内々、ミ  
 ノ外ニ板敷廣ク  
 長クアリ是家臣  
 ノ居サフアラフ所  
 ナルニハサフラヒト  
 云是ヲ内侍トモ  
 云コノ内侍ニ對シ  
 テ主殿ヨリナレ  
 テ外ニアルヲ遠  
 侍ト云ナリ

曾我お語ちあ  
 いえ幕をつらん  
 であげは侍あ  
 走り入るくま  
 年中行事云出在  
 ノ面々上極一為  
 此礼初公長此對  
 面而拜賀之畢  
 而於小侍亦一入  
 宛去此為三考  
 會述慶相云々

遠侍と云ハ主殿あきよりハさう遠くともあれたる者而之  
 表向と云者侍の居る所之謙余年中行事ハ遠侍  
 ハ大間七るまで立物ハ其あどハ云々立物ハ其云々  
 とハ戸障子あき立物ハ其あどハ云々立物ハ其云々  
 武具をかぎらぬ云々雲霞集又馬を引くる事記ハ箇  
 条ハ主殿門ハ不出遠侍の方へか入る事平治物語  
 語ハ義平などの者を敵あればと云云んを云々云々  
 と云ひいて入りさうひす事云々云ハ遠侍の  
 事ハ何れも内侍之内侍ハ主殿の内板敷又云路  
 亭ハ成記ハ廐の侍と云々あり是も馬をの内廐の者

書をさる所と云ハ所ハ馬具を飾り云々云々云々  
 何れも心ナリ

侍所小侍所と云ハ何れも後所の名に云ハ不を支配也  
 人を侍所別當小侍所別當と云ハ於級名之類見合  
 健児所と云ハ中間の居る所之中学集ハ是云たり健児の  
 字日本記卷廿四皇極天皇元年六月ノ記云々云々  
 と云ハ又杜詩一集の注ハ健児隨時ノ軍卒也とあり  
 公文所と云ハ公儀と云ハ行か不儀ホの政事ノ文書を  
 納り處不之此所ハ役人集りて事を評決決出也  
 源平盛衰記十三ノ官廳ハ凡人ハ取てハ公文不之とあり禁裏

光院内府記  
云塗輿ハ諸  
家於諸山門前  
乘之也但東堂  
者至玄閣乘之  
云々

書院并床太平  
記卅七新將軍京  
落ノ条云云爰ニ  
依渡判官入道  
譽都ヲ落ケル  
時我宿所ハハ  
定テサモトアル  
大将ヲ入替ニスラ  
ントテ尋常ニ取  
シタメテ六間ノ  
會所ニハ大伎ノ  
疊ヲ敷テラ本  
尊脇繪花籠香  
炉罐子盃ニ至  
ル迄一様ニ置調  
テ書院ニハ義之  
か草書ノ偶韓  
愈ノ文集眠藏

官廳 官廳トハ大政官ノ役所ヲ云 常ノ人ノ家トシテハ口又而ト目トアリ  
ありと云々

今ノ世武家ノ家宅ハ玄閣ト云不ありテ玄人ト云不  
出入モ古ハ玄閣ハ武家ハあり寺ノ何リ古ノ武家  
石宅ハ外ハ筑地あり 今ノ屋 此レハ門あり大門ト云門を  
入テ堀重門あり是を中門ト云中門を入テ玄殿あり  
是を對面不ト云對面不書戸有り客人使者あり  
是ノ時ハ奏者對面不ノ縁をありテ庭トシ姓名を以テ  
相度殿ハ庭トシ人トシ人トシキクセテ對面不ハ庭  
入テ進物あり庭トシ人トシ人トシキクセテ對面不ハ庭  
入テ進物あり庭トシ人トシ人トシキクセテ對面不ハ庭

を續てハ合然ハぬ半何の巻

今時武家ト云宿殿ト對面不ト云キ不を書院ト  
云書院ト云名目古ト云キ不を書院ハ寺トアリ  
佛書ト云キ學文ト云キ不を書院ト云キ且利服の時禪  
家ノ子武家ト移ル事多ク

又曰書院ト云もの上古ハ信ノ事ハ書院ハ寺方トシ佛書  
をよキ事ハ佛教ト云キ學文ト云キ不之鎌倉時代より  
禪法ト云キ武家禪宗を好キ常ク庭符トシ事多ク  
一取寺方ノ如ク書院を云キレハ書院ハ對面不ト云  
別之院ト云キ武家ノ對面不を云院ト云キ事多クあり



真の家より半故家と日記はるる將軍家といふ  
の家と目づく對の處と云々

一

みまのもふうと云はは簾の上の方より黄色の袴は思く



ぬいある紋をいへるも深ゆるを一幅横はよりたるを云

俗はわりこころきぬと云く中ころの帽額と書くひるを

おろくともむ出入り人のひるおの上はおかぬ家の名し人の家の

紋もつころと云紋も帽額と深ゆる紋をればおころと

云く又云くこのころ禁裏將軍家といふ今ころを引く

たの人の簾はおろくあるおころを引く外はつらぬい

と云くこのころと云はみまののけのち本名ころと云くおと

神前のみまの  
かきもこまの

外はあり人の  
さすはかきもこ  
すまもつらぬい  
と砂を記し見

古今著述集二  
云階隠のりより  
入て階はちを  
さすはかきもこ  
すまもつらぬい  
と砂を記し見

後醍醐天皇幸中行幸ニアリ

云く約丸紋と書く禁裏將軍家といふころおろくおを引

らぬ平人のころ丸紋のゆきおろくおと云くは深ゆる

階隠の間といふ幸義教は元服記よりころおろくおは殿乃

階の前は柱を二本立て上は屋根をさき出しころをさし

かくと云階の雨はぬれぬ柱をねえ階を隠す心

階隠の禁中の法殿もありおろくの神佛ありともあり目

隠の間とも云く

浦后階希に入て引く戸を今ハ引くころ本名ハやう

戸といふふれ

あつらひ障子と云ハ表裏よりさうたるをさうたるハ紙と

とうる氏伝あ  
うり際子をかく  
し題よよと  
る今「甘のいぬ  
きうかひ」ま  
りの子とひあ  
り「ヤフ」  
のらん升壇抄  
まえさう

いん人よりあうり障子といふ一方をうりうす紙を單に  
張りたるを云まぐしあぐしともまぐし何れも惣名障子と  
いふ

一 伊西津と云事三好亭一古成記は其殿中目と記するも  
セイジマウ

一 伊セイジャウと所り是ハ信濃云雪隠の事と云一徹一統は  
セイイン

一 陰所とあるも同一事ハ本名ハ廁と云  
カマ

一 かけむしうと云り旧記は「伊」  
三好亭「古成記」又  
東山殿年中抄事 東山殿年

一 中行事より上の伊来ハ三間梁ハ九石近間ハ卷戸言闕  
タカシヤイ

一 也其中は柱ありま障子の戸兩方ハ一本宛開く此口ハ  
一 檜席あり但二枚の造四ハ切縁をとりぬハ合と云と

一 あり是等の表は障子を付て暖簾の如くも云

一 うらんハ高欄と書く縁のまわりはあらんかんの

一 幸に禁裏の伊殿神社併寺ホもあり是檜馬場の指  
の事併神の前のかうらんの如くと是惣書事あり

一 縁のまわりつあぎと云事武雜記は伊りもハ書戸を記  
らきたる可書戸の風とてあをうぬやうと云るつあぎ

一 してとめて云と云るつあぎとハ書戸の下の端のうけ  
うねも云と云事縁ハつ不う事成事云と書戸をひら

一 きたる可のかけうねを縁のつ不う事ハかけて戸をつあぎと  
千ヨクロ

一 伊赤廬といふ事年中恒例記はあり是ハ將軍家の

一 伊系内の可 禁裏「系」を  
系内といふ 將軍家伊將家来紙のう



此休息ありし後かある禁中よりあるはすむかぬ將軍の  
は教をく小沙而とも云く

一 法格子の間出入はる事古に忘事と云元一人も

しと忘む事ありあき武雜記に云みつゝの間の出入の

事六法の格は嫌中は殿中は主殿と申の四方とも云と

ころしては 志とある不 必 必 此は殿と申は恍惚とも云く事

ゆる時ハ出入嫌するは事と依り即又自然死人を出し

は時みくゝの上をおろし下より出はるなりとも

下ばつりありゆるハありきくはまき上をおろし下

あり時ハ出入をいむ

一 ツマド 妻戸の出入も忘む事と云元一人古も云く也いむるハ

あきし時多し武雜記に云妻戸の出入の事此は法ハ

不兼は但つ移り出入の事と云くは急なりし時ハ妻戸の

間より出入はる左指の時に立砂を立並ゆる平人出入

料砂て然しき貴人出入は移りあるは嫌と云

一 タタミ 吾の庵り又襦袢縁と云ハ白地は色この糸を以て花あ

をかり付る織物と云庵り襦袢と云たはあきある

て花をまれば花のまわりをうき赤き色を細く庵りを

らり又以外ハ一限うき色と云へるをとるくは外ハ

色も是し省く知悉く真丈云襦袢の本字暈襦



也暈綯ハ錦の名也色を以て文を織りし文の

形ハ不定之暈ハ日月のかさき云々カサハ日月の  
外ハ幅の如くある

云々色をかの錦の文の廻りも同じ色を濃き色と中色とを色

とをかき編て之をなすりて織るを日月の廻り地

暈の如くあれハ暈綯錦と云々画隙の彩色を合するは官女の  
衣服の袖口ありをまきく

并をいろともふ上はまきたるハ色こく次ハあうすく  
次ハははくまうすくいろともをうんげんと名付るもうんげん  
は

似るもの高麗緑ハ綾あり白地ハ文をいさく織るは是も

紋ハ之定雲形菊花あり之外不定也白き麻布は是く

久を染たるハこの綾を似せたる略也

一 暈の事タミ三口傳云ウシケンベリ綯綯端ノ帖末是裏ハ白布ヲ付タミ其

高麗ハ平人  
ノ用ルモノニ非テ  
禁裏收軍家  
ヲト向ニ用ミ  
ハウシケン終

上ハ白スシ生ノ絹ヲ覆也紙ヲ付テ絹ヲ覆フハ非例也大文高

飛端ノ帖面京造裏白布三幅可付之小文高麗端帖

并紫端暈面テ國造裏白布三幅可付之已下布三端ヲ付ル

ハ非例也○同書ニ云公卿家無高麗紫緑端准高黄端

准紫端准西面端准海人藻芥云帝王院綯綯也

神社佛前半暈用綯綯緑此外更ニ不可用大文高

飛緑親王大臣用之以下更ニ不可用大臣以下ハ卿小文之高麗

緑也僧中者僧正以下同有職非職紫緑也六位侍黄緑也

諸寺社ニ綯等皆用黄緑云々四位五位雲客ハ用紫緑也

○禁掖扱云々臺盤取ハ三間也朝餉ハ朝餉ハの扱ハ一間了

名目抄ニ紫端  
赤端ニ倍ニ云  
事此トアルハ紫  
ノ本名ニアラス  
テ赤ミカキタル  
紫ナル故倍ニ赤  
ヘリト云々今世禁  
裏ヲ始メ凡所存  
方ニテハ紅紫ノ  
ヘリヲ用ラル、由  
聞傳ハ紅紫ノ  
ヘリハ紫ヘリノ勝  
ニテ紅紫トナリシ  
ナルシト云フ人  
アリ

今世タ、ミノヘリ  
地ヲ黄色ニシテ  
赤ク輪カヘヲ  
深タルヲリウビ  
ント云コノヘリノ  
名古キ書ニナシ  
古リウヒント云  
フ遮トハ別也

雨ぬ二帖を志く南二間はあつての里を志くと云く○有職一名多羅

問答云問天子親王攝家三以下次第如何答云儀綱高

飛大文紫綠黄綠履殿以下其所ニ從テ人々敷之候大略

三以上ニ通用候也○名目抄ニ紫端赤端倍ニ○堂上故実抄

花山院内府 墨端事儀綱ハ苗ノ外ハ臣下ハ不用古ハ大文小文

差別不慥近代大文ハ大臣小文ハ納言於禁裏院中ハ大臣

納言無差別用小文紫端從殿上人至地下用之綠端ハ六

位將監將曹用之依事用紫端雅六位外記史ニ若ハ必

用紫端黄端ハ地下樂人等事ニヨリ用之テ官舍上官

階下ノ座用黄端春日祭外記史ノ座用黄端事ニ

ヨリ祭主ノ座等用黄端白端依陣室下墨軾等ニ用之

帖タビに上下何帖或墨ノ字ヲモ用同シ江淡抄大内匡房ノ記也墨上下ノ事又

被袂云知墨上下天可敷事也面ノ邊ヲ裏ニ折返天用付ケタル

ヲ上下知ル也天不折天只付ルヲ下仁可敷也云々貞文云被袂云クト

不詳又ト云何ニ付テ考レバ五ヶ条糸ニ戸部被袂曰トアリ然ラバ

ハ墨上下ノ事モ亦戸部被袂ノ被ゼシナルベシ戸部被袂ハ民部ハ唐名

ナリ名何ト云シ人カ

ツコビラカナラズ

龍リウ鬘ビンの事遊仙窟ニ五彩龍鬘トアリ潜確類書ニ龍鬘草以織造

曰龍鬘序トアリ蘭草一名龍鬘草ト云龍鬘モ

目物ハ右ハ唐土ノ事也 雅亮装束抄ニ云々びんハつら云々

此方ニテハ花ムシノ事也 さらあをむらにあをぢのりきの層りのむらさきとすバ

うりあををさまいりてこきうろろをほけたるひら

さあどきたるまおあり○真丈云いりくまきさうあるむく  
 ろる蘭をまきよは際を徹らひ延之是よりびんし今世  
 俗子花ごさうのりあへ  
いふありあまらうびん  
 若竹さう未詳

一 座禰のりを舊記は六尺の座敷九尺の座敷をぐさのり  
 六尺と八十二寸敷し九間と八十八寸也北上記は八をさう  
 一間と云ハ専二帖敷と六尺五寸四方之即一坪のあり

一 古の屏風の縁は扇あづり扇はくくといふ所あり扇あ  
 づりといふ六流あり扇をいへるも書るる扇づりといふ  
 ありあけて扇半のいへるも書たりと云扇の面はまこの  
 珍拍を書し

一 府殿の宮位主位のり府殿の正面を向て左をとも右を  
 も左のあり方の宮位は柳のあり方の主位は宮位の  
 宮人のまわる方の主位は宮主の  
 せりり方とあり府主座と書あり  
 位の字を用ゆ座

床	棚
座敷	州懸
位とまわす	左よりかく もみす座の もみ方を宮 位とまわす

一 中門と云ハ主殿の前の塀重門のあり大門と云ハ殿との智  
 の門あり中門と云へ

一 坐ん基と云ハその母は上座と云座敷に一階をくく  
 前は座敷をあるは座敷と云へ  
坐んたいの  
 間とも云  
 曹司と云ハ家を長くつけていくまきりりもまきり

座敷の内ノ式に  
 云天子ノ方  
 礼殿座ノ所不  
 云内中殿を  
 云云



室町殿ともいふ  
義満の弟父義隆が貞治四年二月三条坊門  
の所より室町の  
花の所より移り築く

松の所を造るといふ馬の庭家の  
をバ鞠のかまのゆく禁ると柳様松楓を植へ  
松げうも植へるこかまの馬雲雲集み  
のかまも月も庭家も月も

一 尊氏卿の京都の所所  
八幡町はあり一ツハ近衛東洞院はあり天下草創の時  
ありてはありは住居は  
敬祈を企て取圍く

北少領室町花  
所を大的軒  
御記は是なり

門高倉はあり

義満公の所所ハ初ハ  
三条坊門は住居は  
北は所を作り永和四年三月十日移徒あり花木を多  
く植へれは初の人花の所所たり  
業を  
是よりして義政より  
移ひは初の人室町殿  
義政の所所初ハ室町殿は北少領万里中領鳥丸

轉法臨寺倉鳥  
丸殿と同書

恒居し終ひて在鳥丸殿とやたり 文安六年三月十日室  
 町より鳥丸とよこ浦一のり康富記は元たりと後  
 應仁元年細川勝元山名宗全大乱を起し京都大に  
 乱せしより東山の内より所を作りて乱逆を避て恒居  
 古志古堂をありの業をせりあきびて隠れ恒居し  
 母より東山殿と申しり 以所不の内より東求堂  
ありけりまよきなり  
 義尚との法前ハ一桑南油小坂小川殿町あり小川所  
 とりて是之文明六年けり居恒し終ひて室町の花所  
 ハ文明七年兵火にて焼け棄り義尚も東山へは  
 乃以のけ小川所より父子一和居終ひて是應仁記をえり

一 義輝との所所ハ室町中法門の北武衛陣町あり永保  
 八年之好左京太史義継松永右衛門佐久通及逆の時  
 所所ハ火をうけさせ自害し終ひ

一 直義張の館ハ 直義ハ字成也  
の舎あり 二桑坊門宮舎ありし故三桑  
 殿と云ふ又高倉禪門とも云ふと後義隆將軍けり  
 恒せり又その後年月を経て應永十六年次義持  
 將軍けり恒せり又その後永正十年義植將軍けり  
 恒せり也一子應仁記をえり

一 義視卿の 義政との  
舎あり 館ハ今出門ありし故今出門殿と  
 申す也義視卿とハ大知院の事也

芳我拙語  
 又云いそいそ  
 又ハ古今万葉集  
 初めとて原成  
 伊勢物語のま  
 りすて教のま  
 今より後のま  
 さひはハたれ  
 これをえん(き  
 又ハいそいそ  
 かりたりと押  
 板ハ板床と藤  
 金時代より芳  
 他者我拙語藤  
 倉將軍のまの  
 代はあつてあ  
 るものといふ  
 といハあつて  
 たり

一 東求堂と云ハ義政と東山の所ならず移り居ひし寸立  
 られたる者の志くは是も東山の所不捕の内あり之  
 けきとて義政は坐禪し茶をまじへられ古  
 畫ありあつり飾り並れし所  
一説持佛ありとも云  
勿論佛壇も有る  
 中舗の上流な床と云物を作る事上古なき事  
 謙念の以て来の事此等氏と夢窓圓作は海依あり  
 一より將軍家代に禪家の國師を師として法衣  
 ありし  
受衣といふ事ありて  
佛衣を交へて居る事  
 此も皆禪法せるも中  
 出家の風俗武家は移りし事多し床も佛家とし  
 の佛壇に本尊を置く所も床の佛壇をかけた具

是をかざりたりあつて皆出家の風也書院と云も佛堂  
 を稱する所又倉物も精進物をハ奥敷より貴  
 と一飯のさきをとるあとの事あつて皆出家の風俗  
 の稱りたることされハ材代ハ稱僧ハ勿論是にて出家を  
 証印致ひし事  
 中舗の壁襖障子あつて紙もその事ハ古よりある  
 半之職人盡款合より紙障の款ありあはし  
 うと云ひけどかうこの下きうあり月のよび  
 と何り古より雲母をひきてる事あつての事形  
 物をもやうにつける事あり



平赤羽治の長門  
本卷十伊豆国の  
目代兼隆被付  
奈云云大白くかき  
たてかゝるもの  
像子をまきつた  
をわをめよあ  
てき

一 政所ハ公事折訟を断せしむるに役而て事ハ評定流有る  
同所ハ紛共扱を治候に盜賊を犯明すに役而て公認  
書ハ紛共方同治而也云々

一 寛仁ごう又めごうに云ハ馬道と書之縁づきの道に  
枕草子云々 年中徳大名へ所成記ハ長橋殿にて所冠をのり  
所式装より致てめんごうづきよはあへ所系云々  
たごハ高縁の長くつぎきたるを云々

一 釣殿と云亭の事云水邊に修て高真を釣意  
城の天守ハ上古云々織田信長公天正四年江州安土了  
城を築くに時城内又高橋を作りて城内多門天増云々

安土城ノ天守石  
垣ノ高廿二間  
南北廿間東西  
十七間石垣二重  
也石垣以上天  
守ニ至ルマテ  
七重也云々

廣目天持國天の四天王を安置し終へり四天王守護の心  
にて天守と名付し之四天王を軍神と云ふ事徳太  
子守屋を亡し終へり始りて 此説あり 守屋亡ひて  
後攝州四天王寺建立し給し是兼て所説あり  
よりして信長公も其故事をおもひて四天王を橋の上  
にありてありしと云々

一 納殿と云納戸の事云平治相傳にたゞ今納殿はあらん相  
之字に五出せしと傳々此ハ金銀箱帯もその相共を山の如  
つとあはたり云々 義経記に云つらんまいたるも納殿に  
つとあはたり云々 つとあはたり云々

一 長押と云相ハ今鴨居の上口つたりたる也其本をのり

るげ〜と云必上下は後存のむより〜たるも長き木

をもも押さ〜大あり家作ハ後縁より後存さの

間々〜仍て長押あり 上のこ〜新 源平盛衰記 卷十二

連致の案 白衣まで長押は麻うけ大座は是れ出〜と

有りつれ〜 百六版北の 云あり〜はあり〜とん中

男女と分け〜はあり〜はあり〜はあり〜はあり〜

一 今世つ〜と云相古ハつ〜と云像子〜と云古今

若聞集表上畫 圖ノ記 小所の字のた〜つ〜と云像子〜

小松をか〜せん〜と常則を〜と云他は志〜と云 常則ハ 画工

一 禁裏の法屏風〜と云つ〜と云の草々〜草を張〜と云付

〜紙の〜と云つ〜と云の〜と云も表〜と云折筆〜と云

たる〜と云一方〜と云折〜と云れらハ名ある法屏風の〜と云

是唐風ある〜と云法内所〜と云常〜と云新調の法屏風

ハ法内名ありハ法内 名ありハ法内法内 名ありハ法内法内

法内 名ありハ法内法内 名ありハ法内法内 名ありハ法内法内

一 上版と〜と云の始祥あり〜と云白冬経〜と云天和三年十月

廿六日〜と云記は出上版始〜と云石分明〜と云月輪無実文治頃ノ人

檀有〜と云下ハ可方懐〜と云

一 である云ハ出居と書て宮を對面する世殿を云義經記  
の中は亦くはありともいふありていである云

一 母を云ハ相殿のより今おもやと云も同一に相殿作りと云

おもやの廻りは庭あり 庭の十八を云はる庭十之をを  
得と云ハは庭室殿ありと云 庭の外

又庭あり是を孫殿と云庭の孫殿ありおもやより出る

おもやをバ家の親と見て相殿と云来づ一宮殿

と云と云人ハ對面する世殿く是を少座と云古ハ

俗のあはとも宮殿といひはるを今江戸ありと云ハ

寺方の世殿をのこり殿と云俗家の對面所をバ

書院と云ありいせり流之書院ハ別のもく太平記卷の二

頼貞四 忠ノ条ニ 云客殿のおくあり二間をきつと引あけこれバ

又六間の宮殿一おどり出き古宮殿といハ土岐十郎が

宿所の對面所の事也 是を以て客殿といハ寺方  
の事ハ流しぬるを云ふ

一 土門といふ事東鑑卷廿七又卷廿一にも云えり云州

往来ハ土門とあるハ同ト事ハあるハ土門の事詳

ありて推して案ずるハ東鑑の土門ハ左云云土を

言く積とあげておもやとしてその中の間ハ門をきつるを

いふ事と云ハ東鑑ハ土門といふ事の名あり上吉大

内裏の所土門あり一石を末の世と云土門といハ

付くといふ事と云ハ

義久記曰判官  
伊賀判官 宿所ハ  
淵義也 宿所ハ  
高辻子京極高  
辻子ヨリ北京極  
ヨリハ西京極西ハ  
棟門平門三ノ大  
門也高辻子而  
ハ土門三ノ門也

一 上土門アゲツチモン冠木門カブキ薬醫門ヤクイ平門ヒラの事を作秋詳あり

應仁紀ニ云大名字作り吉良石橋法川等先ヲキテ

武衛細川畠山山名一色六角ハ上土門ヲ立ニケル亦冠木

門ノ武士方ハ讃州相模土波京極能登美作兩大夫備中

守濃因幡守備和泉兩守備淡路守備大館富樫

伊勢武田大邦大夫甲斐ヤ織田畠山ニ播磨守中務

少輔遊佐ヅアル細川方ニ右馬頭下野守黒田トコソ

聞ヘシ土波ノ下ニ池尻此外奉行頭人ト奉公ト外搦ノ

大名ノ家々ノ殿ツクリ注サントスル際限ナシ或ハ薬

醫平門ノ大名ノ内口ニ至ル迄凡六七千間ハ充アラシ

少覺ル所詮其中ニ取寄ハ曾テ在ベカラス追考上土門ハ門ノ屋ノ上

ヲ灰土ニテヌリタル也後三年合戦ノ繪春日祭ノ絵ニモ見タリ

塗籠ヌリコの事平治物語義朝野間あまたの敵切ヲせしめ

この口もでせめ入りれとも美濃尾張のあゝび用心きび

しきやへちやうだいのかまへきこころうへうれバカ

あくおせび又子をバおえず太平記卷十三北山版謀叛の条天井

塗籠亦破り軍籠几帳を引籠りて捕るをあく

搜りたりき掛は塗籠ハ帳臺の事一ツ布ハ帳臺ハ

主人常ニ宿多しあてそれよつてきて納殿まで徳道

具を御の並又帳臺ハ掛あるが用心の爲は塗籠をめぐり

平治拾遺物語云  
夜中バツリハ西ノ  
對ぬりしあをあ  
けそぢまあきて  
人の氣のやま  
おなされりぬ

籠るちぢ 又東鑑老四云云斗あけて外ハぬりこひりなり

彼納法塗籠お尋美粧好箱五十疋美箱或百疋昭十又云帖絹

百疋納櫃十合 長櫃三合内ノ献法基所被納塗籠云古今著聞集十

六與言 云三人一宿とゆり又なる家のありハ遊女とて

侍りたるをのくおやすまてねぬれハあらどもゆりハあらハ

入りて給まりまりまり

天井テシヤウハ井桁イゲタの形を修りゆハ天井と云又藤井を

いろく海の藻の形を修りづくあく表の花形あらハを

画びづくあり

兼塵チヤウと云ハチリヲウケルまげハのまらハあらども塵を承

けるハ天幕と俗マいハものと見えたり追ヒて考

きりうけの半切陰ハおの間を切りて陰をするおと危

あらどもハ板塼をきりて座席の内をハ衝立のまらハ障子と云

也源氏抄後はきりうけハおとありきりうけハゆのゆ

ものと云治拾遺物語卷七其二条そのおハ海ノかハいハ

よきりうけの侍をハいてそれがあらどもはさら

らひハ中暑さうらりハあらどものあらどもまげハあらども

が不ころびぬいておこせとハいひられバいハきりうけハ

不ころびぬいておこせとハいひられバいハきりうけハ

子のまらハきりうけハ遮陰とも書也





よそより玉来あり又只今調味より久しき奥の  
法湯殿の上よも候り云々

一 沙厨子所ミグシドコロと云ハ食物を調へ料理する所之厨ハミ屋と

よそて食物を調ふ所ハ庖厨の二字ともよみ屋と  
ありミ屋とハ電の極まですすけて思ふ所あり  
いふ所ありミ屋と云々と云々とミ音お通出ると海

入藻芥云沙厨子所内裏仙洞ノ外者法官不可申而沙室  
ニ寛平法皇ノ沙厨子所ト申傳タリ常ニ貴下ハ

基所ト稱之又ハ膳所ト稱之哉基盤所ト申ス所ハ内裏  
仙洞執柄家ニ在又内裏沙厨子所ヲ基所ト申ニヤ基所

ノ別當トテ中廊ノ女房然ニキ仁辨ヲ撰テ此職ニ被補列

當ノ局ト号スルハ基所ノ別當ノ事也

堂ハミゴリテ云  
盤ハスミテ云

一 基盤所ダイハントコロと云ハ膳盤ハ食碗をすゆり之膳といふ也

但今の膳の形とい遠て案の如く之を以て今世の膳は同  
ト膳立をすゆり之を基盤所と云基盤所といふ所を中略して  
基所と云之女の御飯の所を法者と云も基所の意也又貴人  
の妻を法者盤所とも法者所とも云ふハ人の妻ハ公夫  
の食物を調ふ所を御所とも云ふ也之貴人の妻ハ自身食物  
のみを調ふ所ハ御所と云ふ所を己にせしむる所也  
法者所といふ名を稱する所也



一蹴鞠の庭四本然るの事親古の記云四本然り松は柗槐

○鞠抄書云此家はハ然の松四本又柗槐柗松又松三本  
又紅葉一本平人はハ切立として竹を四本立る

飛鳥井宗世二筆

二本も二本も松ハ我家のゆき一あぐてハ誰の植らん

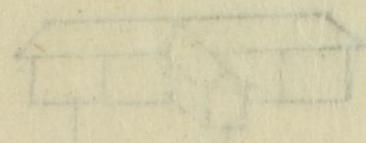
同上

皆松の四本一うらハ位ある人のまてる庭よききけ

一放出 ハナチイデトヨム 原氏梅の元の巻よりハひんうし地

ハウダシトハヨマス

あこののまかちいてハ地志つひのこころよめつう志か  
せせあめりきく又そ十あまふ一のまあち出をまり  
らひて地一あげのさいとあぐもやうんこあこち  
まいれりきく 原氏梅の注 細流云花巻より一西行ハあ方



小寝殿ある母屋の中をあらうりて地帳をまきものこ

母屋の中をいり外板むきをまきあら出といふ晴の心こ

巻をまき放出ハ母屋へ梅の枝の巻よ東の中の放出ハ

東の對の母屋之中と云ハ母屋と東の廂との有ハ

障子をまきる所を中の放出と云ハ又その形の

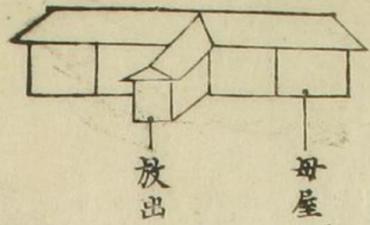
巻上ハ志んてんのまあちいせを例のまつひんてん

又相いあそのおとくのまあちいせはあまのよきまき

同十又ハ口うかまきり西のまあちいでは地帳まき

咲花抄云寝殿へきく者放出の事原氏梅抄の徳

流まてハ母屋を志きりころを放出と云梅ハ咲え



てたうあつぎるこころ用ひつゝ拵るよと昔物語  
 北意大 云前の放出の隅子の上は物のひつるやうよとこれ  
 臣ノ系 又同書ノ系 車よりあつていつぬこれがおの放  
 出の廣庇ある板倉のひつゝよと前倉は離結て云々  
 又云 平貞盛射 盗人系 法師をばおとつておはきあれはと云々  
 奥よ入きてそよハ放出の旁よ居て倉をくめてぬ  
 ぬ又云 鬼現板 敬人系 こころも夏のひよと思きたえがと  
 きよ放出の居る武人の侍いさつとすて居るに云々  
 拵るよは又云依て考るふ板倉の母屋より云々出  
 つる倉の母屋より放出出つる心之たと云々丁ノ字

